

【資料 2】

甲州市シェアオフィス施設設置及び管理 条例・同条例施行規則

令和6年8月

甲州市

○甲州市シェアオフィス施設設置及び管理条例

平成30年3月20日

条例第2号

改正 平成31年3月28日条例第2号

令和5年6月30日条例第16号

(設置)

第1条 情報通信技術を活用することにより、就労機会の拡大及び市外事業者の本市進出を支援し、もって地域経済の活性化を図るため、シェアオフィス施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 シェアオフィス甲州

位置 甲州市勝沼町勝沼756番地13

(利用者登録及び利用の許可)

第3条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ、利用者登録の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは利用者登録を行い、利用者登録カードを申請者に交付する。

3 前項の規定により利用者登録を受けた者は、施設の利用の際に市長の許可を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による許可に当たり、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は施設の利用を制限することができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設、設備等を損傷するおそれのあるとき。

(3) 市が公務その他の事業として施設を利用するとき。

(4) その他施設の管理及び運営に支障があると認められるとき。

(登録料及び使用料)

第5条 第3条第2項の規定により施設の利用者の登録を受けた者は、市長に対し、利用の登録に係る料金（第3項及び第7条において「登録料」という。）を納付しなければならない。紛失や毀損により利用者登録カードの再発行を希望する者も、同様とする。

2 第3条第3項の規定により施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、市長に対し、施設の利用に係る料金（次項、次条及び第7条において「使用料」という。）を前納しなければならない。

3 登録料及び使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長は、第3条第2項の規定による施設の利用者の登録を受けたことがない者が、コワーキングスペースを試用的な利用（規則で定める利用をいう。）をするとき、登録料及び使用料を徴収しない。

（登録料及び使用料の不還付）

第6条 既に収入として收受した登録料及び使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由により施設を使用することができなくなったとき、その他特別の理由があると認められるときは、市長は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（利用権の譲渡等の禁止）

第8条 利用者は、施設を利用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（現状回復の義務）

第9条 利用者は、施設を退室するとき、若しくは施設の利用を終了したとき、又は第4条の規定により登録を取り消され、若しくは利用を制限されたときは、直ちに、現状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第10条 故意又は過失により、施設若しくは設備器具等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第11条 施設の管理は、市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第4条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第12条 前条第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

（1）利用者登録、施設の利用許可及び利用料金に係る業務

（2）施設及び設備機器の維持保全に関する業務

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第13条 指定管理者は、法令、条例又は条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に施設の管理を行わなければならない。

（利用料金）

第14条 市長は、第11条第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条第1項の規定により利用者が納付する料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させる。

2 利用料金については、第5条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第3項中「別表に定める」とあるのは「別表に定める額に100分の50から100分の150までの割合を乗じて得た額で、指定管理者が市長の承認を得て定める」と、第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特別の理由があると認め、市長の承認を得たときは」として、これらの規定を適用する。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第2号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の各規定による改正後の各条例の使用料その他の料金の額に係る規定は、この条例の施行の日以後に行われる施設の使用その他の行為に係る使用料その他の料金の額について適用し、同日前の施設の使用その他の行為に係る使用料その他の料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年6月30日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第5条関係)

登録料	1,010円			
使用料	利用区分	利用単位	利用期間	使用料
	コワーキングスペースの利用	1人	1日	200円
			1月	3,050円
	サテライトオフィスの利用	1室	1日以上2日以内	5,090円
			3日以上7日以内	6,110円
			8日以上14日以内	10,180円
			15日以上30日以内	20,370円

○甲州市シェアオフィス施設設置及び管理条例施行規則

平成30年5月18日

規則第13号

改正 令和5年6月30日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲州市シェアオフィス施設設置及び管理条例(平成30年甲州市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 甲州市シェアオフィス施設(以下「施設」という。)の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

(利用者登録及び利用の許可の申請等)

第3条 条例第3条第1項の利用者登録(次項において「利用者登録」という。)及び同条第3項に規定する施設の利用許可の申請は、シェアオフィス甲州(利用者登録・利用許可)申請書(様式第1号)により行うものとする。

2 利用者登録を受けることができる者は、満18歳以上の個人又は法人とする。

3 施設の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設を利用する際に条例第3条第2項の規定により交付を受けたシェアオフィス甲州利用者登録カード(様式第2号)を携帯し、市長又は市長の指定する者の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(コワーキングスペースのお試し利用)

第3条の2 条例第5条第4項の規則で定める利用は、次のいずれにも該当するものであって、市長が試用的な利用であると認める利用とする。

(1) 一の利用者について市長が定める回数以内の利用であること。

(2) 市長が指定する時間内における利用であること。

(利用者の遵守事項)

第4条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 他人に危害を加え、又は施設、設備及び機器用具を損傷しないこと。

(2) 条例第3条第4項の規定により付された条件

(利用制限通知書)

第5条 市長は、条例第4条の規定により利用者の登録の取消し又は施設の利用を制限しようとするときには、シェアオフィス甲州利用制限通知書(様式第3号)により利用者に通知するものとする。ただし、軽微な事由により一時的に利用を制限する場合及び速やかに対応する必要があるとき等市長が必要と認めるときは、口頭により通知できるものとする。

(利用者団体の設置)

第6条 市長は、施設の効果的な運営のために利用者団体を設置することができる。

2 前項の利用者団体の名称は、シェアオフィス甲州利用運営検討会(以下「利用運営検討会」という。)とする。

3 利用運営検討会は、次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 施設の維持管理に必要な助言
- (2) 施設の運用に関するイベントの企画及び運営
- (3) 施設の利用促進に関する情報発信
- (4) その他施設の管理運営に必要な事項

(指定管理者が管理する場合の適用関係)

第7条 条例第11条第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条から前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号及び様式第3号中「甲州市長」とあるのは「(指定管理者)」として、これらの規定を適用する。

(補足)

第8条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年6月30日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

シェアオフィス甲州（利用者登録・利用許可）申請書

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者
住 所 _____
団体名 _____
氏 名（代表者職氏名） _____
電話番号 _____

次のとおり甲州市シェアオフィス施設を利用したいので、申請します。
なお、施設の利用にあたっては、利用条件を遵守することを誓約します。

区分	適用	内容	金額
申請区分		利用者登録	円
		利用許可	—
		お試し利用登録・利用許可	—
使用区分		サテライトオフィス	—
		コワーキングスペース	—
利用期間		年 月 日()～ 年 月 日() ((日・月) (日・月))	円
登録料及び利用料の合計			円
備考		領 収 印	

※1 利用者登録の際には、申請者の本人確認ができる公的な証明書類の写しを添付すること（運転免許証等顔写真付きのものは1種類、保険証等顔写真のないものは2種類）。

※2 裏面の「シェアオフィス甲州 利用条件」を遵守すること。

(裏面)

シェアオフィス甲州 利用条件

施設利用者は次の条件を遵守すること。

- 1 甲州市シェアオフィス施設設置及び管理条例第4条各号に抵触した場合は利用の登録を取り消し又は利用を制限されることを理解のうえ使用すること。
甲州市シェアオフィス施設設置及び管理条例第4条(抄)
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 施設、設備等を損傷するおそれのあるとき。
 - (3) 市が公務その他の事業として施設を利用するとき。
 - (4) 暴力団等であることが判明したとき。
 - (5) その他施設の管理及び運営に支障があると認められるとき。
- 2 次の事項は禁止とする。
 - (1) 施設内に汚物や火気・危険物を持ち込む行為
 - (2) 座席及び共用部において大声で通話等する等周辺に迷惑を及ぼす行為
 - (3) 第三者の運営するコンピューター等に支障を与える行為、又はその恐れのある行為
 - (4) 暴力団等の反社会的勢力による不当な行為、犯罪によって得た利益の出所等隠蔽する目的で行うマネーロンダリングその他違法行為を補助、教唆、助長する行為
 - (5) その他管理者により不相当と判断される利用者の行為
- 3 利用上の注意
 - (1) 施設内は禁煙です。
 - (2) 使用後は、周辺の清掃等を行うこととし、ゴミは持ち帰ってください。
 - (3) 施設内での飲食は自由ですが、アルコール類は原則禁止とします。
 - (4) サテライトオフィス以外に、個人的な物品を置かないでください。
 - (5) コワーキングスペース利用者が事前に許可を受けた場合は、2名～10名程度で開催する会議等のためにサテライトオフィスを利用することができます。
 - (6) 防犯カメラによって監視及び記録されていることをご了承ください。

様式第2号（第3条関係）

（表面）

	シェアオフィス甲州		
	利用者登録カード		
発行日	年	月	日
	カード固有番号		

5.4
cm

8.6 cm

（裏面）

注意事項			
1	施設の利用に際しては、利用条件を遵守してください。		
2	本カードの第三者への貸与及び譲渡等は禁止いたします。		
3	本カードの棄損、紛失の際は甲州市役所に速やかに報告してください。なお、再発行については所定の費用が必要となります。		
4	本カードを拾得された方は、恐れ入りますが、下記の担当部署にご連絡をお願いいたします。		
【連絡先】	甲州市役所	勝沼支所	TEL0553-44-1111
		政策秘書課	TEL0553-32-2111(代)

様式第3号（第5条関係）

第 年 月 日

シェアオフィス甲州利用制限通知書

様

甲州市長



シェアオフィス甲州の利用について次のとおり制限することを通知します。

制限の内容	登録の取り消し ・ 利用の制限
登録取り消しの日又は利用の制限の期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
制限の根拠	甲州市シェアオフィス甲州施設設置及び管理条例第4条第1項第 号に該当するため
	具体的な内容
備考	